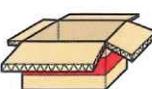


# 10月10日から利用できる資源物が4種類になります

## — 資源物回収ステーション —

今般の燃料費や物価の高騰などにより、引取業者の回収費用がかさんでおりますので、採算が取れない紙パック・紙製容器包装・ペットボトルの3種類については令和7年10月10日から利用できません。

令和7年10月10日から利用できる資源物は、下表の4種類のみとなります。

利用できる資源物の種類		出し方
新聞	 <b>新聞紙</b>	 <b>ひもで十文字に束ねてください。</b>
雑誌類	 <b>雑誌、広告紙、チラシ、カタログ、漫画本</b>	 <b>ひもで十文字に束ねてください。</b>
段ボール	 <b>段ボール</b> ※右の表示マークがあるもの 	 <b>ひもで十文字に束ねてください。</b>
アルミ缶	 <b>アルミ缶</b> ※右の表示マークがあるもの 	 <b>軽く水洗いをしてから、透明で中身が確認できる袋を使用してください。</b> ※汚れている袋は使用できません。 ※指定ごみ袋を使用する必要はありません。

※びん類・スチール缶は利用できません。

※上表の4種類以外のものや、出し方が守られていない場合は、回収できずコンテナまたは敷地内に残ることとなりますので、町内会（自治会）で管理してください。

※適正に管理されていないと、コンテナを撤去する場合があります。

### <回収できないもの・出し方が守られていない例>



毛布



出し方が守られていない缶



びん

**【注意】シャッターの鍵の破損が多く発生しています。**

原因は、鍵が閉まっているシャッターを無理に開けようとしたり、鍵が完全に回りきっていない状態で開閉を行った場合などに強い力が加わり、スラット（板状の棒）が変形したものとされます。

シャッターの取扱いには十分にご注意願います。

排出された資源物及び資源物回収ステーションは、集積所と同様に町内会（自治会）の管理になります。